

# JBMS

## 高齢者・障害者等配慮設計指針 事務機器一報知音

JBMS - 71 : 2006

平成18年12月改正

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

## アクセシビリティプロジェクト 標準化WG委員構成表

(主査)	酒井英典	株式会社リコー
(委員)	加美山 慎一	キヤノン株式会社
	杉山美穂	キヤノン株式会社
	渡部俊彦	京セラミタ株式会社
	友野賢史	コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社
	黒川泰良	シャープ株式会社
	岩波正恭	セイコーエプソン株式会社
	木村祐介	セイコーエプソン株式会社
	駒宮祐子	東芝テック株式会社
	守屋玲子	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	浅田菜美江	富士ゼロックス株式会社
	内山洋一	ブラザー工業株式会社
(事務局)	田之上洋一	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 (会社名アイウエオ順)

---

## 標準化センター JBMS 推進小委員会委員構成表

(委員長)	中富吉次	東芝テック株式会社
(委員)	内野利夫	株式会社リコー
	佐藤信弘	キヤノン株式会社
	望月陽	富士ゼロックス株式会社
	宮川哲男	株式会社東芝デジタルメディアネットワーク社
(事務局)	田之上洋一	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

規格番号：JBMS-71

制定：平成14年 7月31日

改正：平成18年12月20日

原案作成：UDプロジェクト標準化WG委員構成表

審議：(社)ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター JBMS 推進小委員会

制定：(社)ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター

この規格についての意見又は質問は社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センターへお願い致します。

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル4階 電話 03-5472-1101 (代表)

## 目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 報知音のパターン	3
5 報知音の適用場所	5
6 鳴動・停止	8
6.1 視覚的表示 液晶画面 ( L C D )	8
6.2 鳴動時間	8
6.3 報知音の同時鳴動	8
6.4 ON・OFF機能	8
6.5 工場出荷時の設定	8
6.6 音量及び周波数	8
6.6.1 音量	8
6.6.2 周波数	8
6.6.3 音圧	8
6.6.4 妨害音	8
6.6.5 音圧レベルの測定方法	9
解説	10

## まえがき

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。  
この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

## 高齢者・障害者等配慮設計指針 事務機器 報知音

Guidelines for elder persons and persons with disabilities –  
Office equipment-Auditory signals

### 序文

この規格で定めた報知音は、JIS S 0013（高齢者・障害者配慮設計指針 - 消費生活製品の報知音）準拠を基本に、事務機用へのローカライズ化と識別性向上についての検討を行い、高齢者や視覚障害者を含むユーザーが安心して機器を使用できるような報知音パターンとその意味を統一したものである。

### 1 適用範囲

この規格は、事務機器分野のオフィス用複写機、広幅複写機、複合機、及びプリンター、大判プリンターなどで使用される報知音について規定する。

この規格では、広く一般に使用されている一定周波数の報知音を対象とする。

事務機器とは、オフィス用の複写機、複合機及びページプリンタをいう。複合機とは、JIS X 6910の定義による。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1502 普通騒音計

JIS C 1513 音響・振動用オクターブ及び1/3オクターブバンド分析器

JIS S 0013 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 消費生活製品の報知音

JIS S 0014 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 消費生活製品の報知音 - 妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル

JIS X 8341-5 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第5部：事務機器

JIS X 6910 事務機器 - 複写機・複合機の仕様書様式及びその関連試験方法

### 3 用語の定義

この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

#### 3.1

#### 報知音

利用者が製品を正しく使用するための情報を伝える目的で、製品から発せられる音。

2

JBMS-71:2006

3.2

操作

利用者が目的を達成するために製品に対して行う行為。

3.3

単純音

一定の周波数で1回だけ鳴る音。

3.4

組合せ音

一定の周波数で複数回鳴る音。

3.5

操作確認音

利用者がある操作を行った直後に製品が反応したことを知らせる音。目的によって次の入力確認音、入力無効音、基点音とする。

a) 入力確認音 機器への操作を受け付けたことを知らせる報知音。

b) 入力無効音 機器への操作を受け付けられないことを知らせる報知音。

c) 基点音 複数の設定を一つのボタンを繰り返し押し切り換える場合の、基準となるポジションを知らせる報知音。

3.6

正常終了音

製品が一定時間動作を続けた後、動作を終了したことを知らせる音。

3.7

準備完了音

操作の非受付状態から受付状態への移行を通知する音。

3.8

注意音

製品が単独では正常な動作を進行できないことを知らせる音をいい、その対応操作の難易度によって、次の2種類とする。

a) 弱注意音 簡単なユーザー対処や再設定を促す報知音。

b) 強注意音 製品の動作進行中に何らかの異常などによって機器が動作を中断又は利用者の介入を強く要求する報知音。

3.9

ON時間

音が鳴っている時間。

3.10

OFF時間

音が鳴っていない時間。

3.11




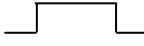


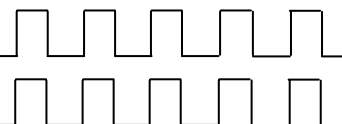
ON/OFFパターン

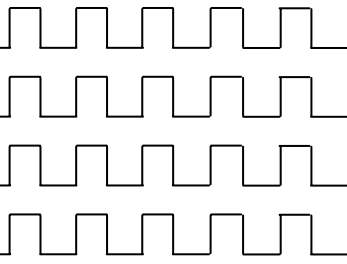
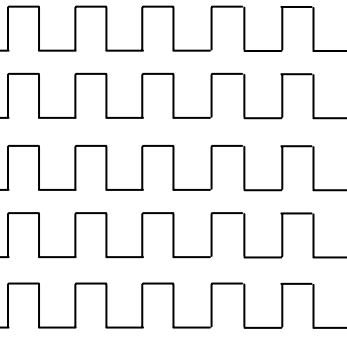
ON時間とOFF時間の繰返しの形。

## 4 報知音のパターン

推奨パターンは、表1による。

表1 報知音のパターンと事例

区分		報知音パターン (カッコ内は無音時間)	種別	意味と事例
操作確認音	入力確認音	ピッ 0.1秒 	単純音 (1回)	入力されました 電源が入りました 原稿がセットされました
	入力無効音	ピッ ピー 0.1秒(0.1秒)0.5秒 	組合せ音 (1回)	入力できません
	基点音	ピッピッ 0.05秒(0.05秒)0.05秒 	組合せ音 (1回)	トグルメニューの基点です 元の状態に戻りました (割り込み時,節電時,モード切り替え時)
正常終了音		ピー 1秒 	単純音 (1回)	プリントなどの作業が終了 しました 電源が切れます(手動,自動)
準備完了音		ピー ピー 0.5秒(0.2~0.25秒)0.5秒 	組合せ音 (1回)	準備ができました
注意音	弱注意音	ピーピーピーピーピー 0.5秒(0.2秒)の5回繰り返し 	組合せ音 (1回)	初期状態に戻ります 自動リセットされます 自動節電モードに移行しま す
		ピーピーピーピーピー 0.5秒(0.2秒)の5回繰り返し 組合せ音間の無音1.5秒 	組合せ音 (2回)	トナーが残り少なくなりました 用紙が残り少なくなりました

		ピーピーピーピーピー 0.5秒(0.2秒)の5回繰り返し 組合せ音間の無音1.5秒 	組合せ音 (4回)	用紙切れです 原稿取り忘れです
	強注意音	ピッピッピッピッピッ 0.1秒(0.1秒)の5回繰り返し 組合せ音間の無音1秒 	組合せ音 (5回)	紙詰り処理してください トナー補給してください ステープラー補給してください ファックス送信エラーです 扉が開きました サービスマンコール

- 例 1 利用者がキー操作時に入力確認音で入力結果を視覚と共に聴覚で確認できる。
- 例 2 事務機器が使用可能な状態で自動原稿送り装置(ADF)で原稿を検知した場合に入力確認音を鳴動させる。
- 例 3 操作パネルが操作可能な状態でキーが押され、かつそれが受け入れられなかった場合に入力無効音を鳴動させる。
- 例 4 正常終了音は、利用者が自ら実行したジョブの正常終了の場合分けは不要となるが、ファックスでの自動受信プリントの様にいつの間にか始まるジョブの正常終了には、何の正常終了かがわかる報知音が必要となる。
- 例 5 プリント終了音は複数の利用者が共有する環境では、ファクシミリ機能だけ鳴動する。
- 例 6 大判プリンターでは操作画面に表示されるパネルメッセージを確認する誘導音や用紙補給の完成音を鳴動させる。
- 例 7 弱注意音の「自動リセットされます」「自動節電モードに移行します」は、機器の前にいる利用者、特に視覚にハンディを抱えている利用者に機器のモードの移行を事前に報知する場合に使用する。利用者は移行を取消す場合には、機器の移行取消し操作を実行できる。
- 例 8 自動リセット時の弱注意音は移行時間を設定することができる。
- 例 9 弱注意音の「トナーが残り少なくなりました」「紙が残り少なくなりました」は、利用者が機器の前にいる状態で報知する場合に使用する。
- 例10 用紙切れで印刷を中断する場合に限り報知音を鳴動させ、用紙、或いはカセットを選択する操作中には鳴動しない。

例11 ファクシミリ機能では機器の側に利用者がいない場合が多いので注意音を鳴動させる。

また、全く鳴動させないON/OFF切り替えを用意する。

例12 複製、印刷することが禁止されている紙幣、貨幣、銀行券、国債証券、地方債券を複写しようとした場合に強注意音を鳴動させる。

## 5 報知音の適用場所

推奨適用場所は、表2～表5による。

JIS X 8341-5:2006では、機器を操作するときの標準的な操作の範囲を基本操作範囲とし、そのタスク範囲を規定している。基本操作とは、事務機器が提供する主たる機能で、製品カテゴリーに共通する機能の操作にかかわる範囲で、付帯的な機能の操作にかかわる範囲でないもの。対象製品は、事務機器分野のオフィス用複写機、複合機及びページプリンタを対象としている。

- 事務機器の基本機能は、複写機能（原稿を複写できる。）（表2参照）、ファクシミリ機能（原稿を送受信できる。）（表3参照）、プリント機能（原稿をプリントできる。）（表4参照）、スキャナ機能（原稿を読み取り保存できる。）（表5参照）とする。
- 事務機器の報知音は、基本機能を利用者が操作できるように配慮しなければならない。

表2 複写機能

タスク	操作	操作タスク
接近 <sup>a)</sup>		
準備	a) 原稿セット	
	1) ガラス面	自動原稿送り装置（ADF）又は原稿（台）カバーを開ける。 原稿を原稿台ガラスに置く。 原稿セット位置を確認する。 自動原稿送り装置又は原稿（台）カバーを閉める。
	2) 自動原稿送り装置（ADF）トレイ	原稿を自動原稿送り装置に置く。例：入力確認音（参考3.5 a） 原稿セットガイドを操作する。 原稿位置を確認する。
	ジョブ設定	a) 機能選択 複写機能 <sup>b)</sup> を選択する。例：基点音（参考3.5 c） b) 設定 キー入力によって枚数を設定する。例：入力確認音（参考3.5 a）、入力無効音（参考3.5 b）
	作動	a) 起動 （コピー）スタートキーを押す。
終了	a) 原稿回収	例：正常終了音（参考3.6）
	1) ガラス面	自動原稿送り装置又は原稿（台）カバーを開ける。例：弱注意音（原稿取り忘れ）（参考3.8 a） 原稿を原稿台ガラスから回収する。 自動原稿送り装置又は原稿（台）カバーを閉める。
	2) 自動原稿送り装置（ADF）排紙トレイ	原稿を自動原稿送り装置から回収する。例：原稿取り忘れ（弱注意音）（参考3.8 a）
	b) コピー回収	複写済み用紙を取り出す。
注 <sup>a)</sup> 上記の基本操作範囲にかかわる操作部への接近を妨げるバリアがあってはならない。また、操作部の位置が分からなければならない。さらに、キーなどの操作機能が識別できなければならない。		
注 <sup>b)</sup> 複合機で複合機能をもつ場合には、利用者が機能を選択できなければならない。		

表3 ファクシミリ機能

タスク	操作	操作タスク
接近 <sup>a)</sup>		
準備	a) 原稿セット	
	1) ガラス面	自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを開ける。 原稿を原稿台ガラスに置く。 原稿セット位置を確認する。 自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを閉める。
	2) 自動原稿送り装置トレイ	原稿を自動原稿送り装置に置く。例: 入力確認音(参考3.5 a) 原稿セットガイドを操作する。 原稿位置を確認する。
	a) 機能選択	ファクシミリ機能 <sup>b)</sup> を選択する。例: 基点音(参考3.5 c)
	b) 設定	キー入力によって送信先を指定する。例: 入力確認音(参考3.5 a), 入力無効音(参考3.5 b)
作動	a) 起動	(ファクシミリ送信)スタートキーを押す。
	b) 送信	送信結果を確認する。例: 強注意音(ファックス送信エラー)(参考3.8 b)
終了	a) 原稿回収	
	1) ガラス面	自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを開ける。 原稿を原稿台ガラスから回収する。例: 弱注意音(原稿取り忘れ)(参考3.8 a) 自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを閉める。
	2) 自動原稿送り装置排紙トレイ	原稿を自動原稿送り装置から回収する。例: 弱注意音(原稿取り忘れ)(参考3.8 a)
	b) 受信 <sup>(3)</sup>	例: 弱注意音(参考3.8 a)
	注 <sup>a)</sup> 上記の基本操作範囲にかかわる操作部への接近を妨げるバリアがあってはならない。また、操作部の位置が分からなければならない。さらに、キーなどの操作機能が識別できなければならない。	
注 <sup>b)</sup> 受信は、自動受信による。		

表4 プリント機能

タスク	操作	操作タスク
接近 <sup>a)</sup>		
準備	a) 用紙補給 給紙トレイ又は給紙カセット	用紙補給操作
		給紙トレイ又は給紙カセットを引き出す。 用紙をセットする。
		給紙トレイ又は給紙カセットを格納する。例: 準備完了音(参考3.7)
ジョブ設定	a) ドライバ起動	クライアント(パーソナルコンピュータ)側の操作及びドライバ <sup>b)</sup> を起動する。
	b) 設定	枚数を設定する。
作動	a) 起動	パーソナルコンピュータからタスク実行キーを押下する。
終了	a) 排紙トレイ	印刷済み用紙を取り出す。例: 正常終了音(参考3.6)
注 <sup>a)</sup> 上記の基本操作範囲にかかわる操作部への接近を妨げるバリアがあってはならない。また、操作部の位置が分からなければならない。さらに、キーなどの操作機能が識別できなければならない。		
注 <sup>b)</sup> OSに依存するものは、除外する。		

表5 スキャナ機能

タスク	操作	操作タスク
接近 <sup>a)</sup> )		
準備	a) 原稿セット	
	1) ガラス面	自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを開ける。
		原稿を原稿台ガラスに置く。
		原稿セット位置を確認する。
		自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを閉める。
2) 自動原稿送り装置トレイ	原稿を自動原稿送り装置に置く。例: 入力確認音(参考3.5 a)	
	原稿セットガイドを操作する。	
	原稿位置を確認する。	
ジョブ設定	a) 機能選択	スキャナ機能 <sup>b)</sup> )を選択する。例: 基点音(参考3.5 c)
作動	a) 起動	(スキャナ)スタートキーを押す。
終了	a) 原稿回収	
	1) ガラス面	自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを開ける。
		原稿を原稿台ガラスから回収する。例: 弱注意音(原稿取り忘れ)(参考3.8 a)
		自動原稿送り装置又は原稿(台)カバーを閉める。
	2) 自動原稿送り装置(ADF)排紙トレイ	原稿を自動原稿送り装置から回収する。例: 弱注意音(原稿取り忘れ)(参考3.8 a)
注 <sup>a)</sup> 上記の基本操作範囲にかかわる操作部への接近を妨げるバリアがあってはならない。また、操作部の位置が分からなければならない。さらに、キーなどの操作機能が識別できなければならない。		
注 <sup>b)</sup> 複合機で複合機能をもつ場合には、利用者が機能を選択できなければならない。		

- 表2~表5は、標準的なモデルを提示したものであり、機器によっては、機能の組合せ及び具体的な操作方法が異なる場合もある。
- ページプリンタ単体の場合には、電源の投入・切断ができなければならない。

注記 本「報知音」は、視覚障害者を含む利用者を対象にしている。視覚障害者には事務機器を使用する際に、「自動リセット時の弱注意音」が唯一の必須情報だが、健常者にとっては単なる付加情報の場合がある。現在のON/OFF設定方法は、視覚障害者と健常者の職場を分離することになりかねない。

## 6 鳴動・停止

### 6.1 視覚的表示 液晶画面 (LCD)

報知音は、聴覚以外の感覚でも情報を取得できるようにしなければならない。視覚的表示なしに注意音、準備完了音、正常終了音を鳴動しない。

例 報知音出力時に画面表示やLEDランプ点灯する。

### 6.2 鳴動時間

鳴動時間はCPUクロック速度により同じプログラムでも鳴動時間が変化するので、各時間は±20%を許容する。

### 6.3 報知音の同時鳴動

報知音は重要度を注意音、準備完了音、正常終了音、操作確認音の順とし、重要度の高い音を優先して鳴動させる。

### 6.4 ON・OFF機能

利用者は報知音を個別にON/OFF切替えることが望ましい。

例 入力音・入力無効音・補給予告音・警告音・ジョブ終了音・原稿忘れ注意音。

### 6.5 工場出荷時の設定

報知音は工場出荷時に鳴動設定する。

### 6.6 音量及び周波数

#### 6.6.1 音量

音量の変更ができることが望ましい。

注記 聴覚障害や加齢による聴力の低下で、小さな音量では情報を聞きづらい場合がある。

例 音量は、できるかぎり広い範囲で調整可能にする。

#### 6.6.2 周波数

周波数は、聞き取りやすい周波数を用いなければならない。周波数は2.5kHzを越えない事が望ましい。2kHz近辺を推奨値とする。

例 女性は男性よりも高い音を聞き取りやすい。

#### 6.6.3 音圧

周波数が低く、音圧レベルの高い音を使用する。報知音が複数の周波数成分から構成される場合は、その中でもっとも高い成分が閾値を上回っていることを確認する。

#### 6.6.4 妨害音

報知音の音圧レベルが妨害音の音圧レベルに対して一定の値以上であること。

なお、JIS S 0014では、報知音のA特性レベルが妨害音との差を-5dB以上とすることが推奨されている。

例 妨害音のA特性レベルが60dBであった場合は、報知音は55dB以上に設定する。

#### 6.6.5 音圧レベルの測定方法

##### 6.6.5.1 測定装置

測定装置は、次による。

- a) JIS C 1502に規定する普通騒音計、又はJIS C 1513に規定する精密騒音計
- b) JIS C 1513に規定する周波数解析装置

#### 6.6.5.2 測定点の位置

測定点の位置は、次による。

- a) マイクロホンは、製品の利用者が手を伸ばして製品を操作するときの利用者の頭部に相当する位置で、製品の操作部に向けて置く。この時のマイクロホンと製品の操作部との距離は、500mmとする。

なお、測定点は、JIS S 0014による。

## 高齢者・障害者等配慮設計指針「事務機器 - 報知音」 解説

この解説は、本体に規定した事柄及びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

### 1 改正の経緯

2006年12月の改正は、JIS X 8341-5:2006 [ 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第5部：事務機器（2006年1月20日制定） ] とJBMS-27 [ ビジネス機械・情報システム産業協会規格の作成基準（平成18年3月改正） ] ，各社の運用に伴う要望を反映し、報知音の使用例や使用場所、鳴動・停止項目を追記掲載した。

### 2 制定（2002年）について

2004年2月の改正は、2002年7月制定後に定義したサービスマンコールなどの事例追加及び弱注意音・強注意音の鳴動回数の明確化を行った。2002年7月にJBMS-71(事務機器 - 報知音)が制定され、各社の製品への搭載が始まるとともに、開発現場からは、事例に記載されていないサービスマンコールなどはどこに区分されるのかといった問合せ及び3回前後という弱注意音の鳴動回数などは固定してもらった方がよいという意見を反映した。この規格の運用上の参考として制定時(2002年)の解説を次に再録しておくこととした。

1 目的と背景 JIS S 0013（高齢者・障害者配慮設計指針 - 消費生活製品の報知音）準拠を基本に事務機用へのローカライズ検討を行うと共に、高齢者や視覚障害者を含むユーザーが安心して機器を使用できるような報知音パターンの定義を行い、米国リハビリテーション法508条への対応策の一つとしたもの。

背景としてJIS S 0013が家電製品での検討をベースとしている事、選択できる報知音パターンが多く、時間間隔も広いので、各社の報知音がばらばらになる可能性が高く、識別性に問題が生じる事などから報知音の統一化検討を行った。

備考 以下文中のJISとはJIS S 0013のことである。

2 検討内容 報知音の実態調査結果と「報知音」JISとの整合性を考慮しながら定義、対象事例、サンプル音等を決定し、若年・中年・高齢・視覚障害者を対象とする検証分析を行った。

2.1 入力確認音 現状は0.1秒近辺と0.05秒近辺を使用しているケースが多い。

ダイアル番号入力時のように複数回数連続して押す場合と1～2回だけの場合（JIS案検証時）とでは求められる時間感覚も違うのではないかと疑問からJIS受付スタート音（0.1秒～0.15秒）に0.05秒の追加を検討した。

2.2 入力無効音 JISでは規定されていないが事務機分野では使用される場合が多い。現状は2音を使用することが多いがJIS基点音と類似の為、新規パターンを検討した。

2.3 基点音 現在、事務機分野で使用している例は無いが、今後の使用を考慮しJIS基点音を採用。又、事務機分野に合せた事例を抽出した。

2.4 正常終了音 機器の近くで使用するケースが多いので、JIS終了音の近距離のパターンより選択。現状では1.0秒の使用例が多いので0.5秒の必要性について検討した。

2.5 準備完了音 JIS弱注意のパターンより選択するが、弱注意音と区別出来るようなパターン（長めの2音）を検討した。

2.6 弱注意音 用紙補給等の簡単なユーザー対処を対象に、JIS弱注意音パターンの絞り込みを検討した。検討に当っては注意音としての統一性（強注意音と同一パターン使用）と識別性（時間間隔で差別化）を考慮した。

2.7 強注意音 異常停止、機械故障等の弱注意レベル以上のタスクを対象にJIS強注意音パターンの絞り込みを検討した。

検討に当っては、事務機分野における紙無し、紙詰り、電池切れ、回線切れ等を事例とする「警告音」として、時間間隔0.125秒で連続回数5回が適当との研究報告（西村，豊嶋，高橋：事務機における報知音の検討：日本人間工学会関東支部大会誌：PP.105 - 106：2001年）を参考にした。

2.8 周波数 「報知音」JISでは周波数として2.5 kHzを越えない事が望ましいとされており、JBMSでも2 kHz近辺を推奨値とする。

### 3 制定までの経緯

2001年4月、日本規格協会より関連団体に対し「高齢者・障害者設計指針-報知音」JIS案についての書面審議依頼が有り、同年5月、日本規格協会に書面審議結果を回答した。

ビジネス機械・情報システム産業協会としては「報知音」JISを参考に適応の為の検討を継続するが、検討期間が1ヶ月と短く結論が出せないの、OA機器分野を対象外にして欲しいと回答すると共に、ユニバーサルデザインプロジェクト標準化ワーキンググループが事務機分野への適応検討作業を開始した。

報知音の実態調査結果と「報知音」JISとの整合性を考慮しながらサンプルを決定し、若年・中年・高齢・視覚障害者を対象とする検証を通じて統一化案を決定した。

一方、「報知音」JISでは書面審議団体として日本事務機械工業会（ビジネス機械・情報システム産業協会の旧名称）の名前があり、適応範囲にもOA機器（電卓、パソコン、コピー機）が対象となっているので、各企業が自由にパターンを選択出来る様にも解釈できることから、日本規格協会と解釈についての確認を行った。

「報知音」JISは序文等で消費生活製品全般を対象にした指針であり「規格の適用に当っては製品の種類及びその他の条件に応じて適宜選定して適用すべきものである」と明記されている。本JBMSはこれに則り事務機分野の諸条件に合わせる形で「報知音」JISの絞り込み等の検討を行い、業界統一のパターンを取り決めたものである。

### 3 今回（2006年12月）の改正について

#### 3.1 JIS 医用電気機器の警報通則

「JIS 医用電気機器の警報通則」は適用範囲が患者監視、診断及び治療の目的で使用する医用電気機器が使用中に患者及び操作者の生命に直接悪影響を及ぼす緊急状態、又はこれに順ずる状態を想定した警報音である事などから検討対象外とした。JIS S 0013でも警報音は対象外としている。また、報知音パターンについて比較してもJBMS報知音に近いパターンが無く、JIS医療機器報知音が連続音で有ることも異なる。

## 3.2 参考文献

- [1] 西村，古賀，鷺塚，浅田，松本，堀越：事務機用報知音のガイドライン検討；ヒューマンインターフェースシンポジウム2002一般発表No.3412（2002）
- [2] 西村，豊橋，高橋：事務機における報知音（警告音）の検討；日本人間工学会関東支部大会誌（2001）

## 3.3 関連規格

- JIS Z 8071 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針
- JIS X 8341-1 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス - 第1部：共通指針
- JIS X 8341-4 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス - 第4部：電気通信機器
- JBMS-73-2004 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 複写機・複合機及びページプリンタ

## 3.4 その他

平成14年7月制定時の委員を参考として以下に再録する。

## UDプロジェクト標準化WG 原案作成委員構成表

(主査)	西村 博史	キヤノン株式会社
(委員)	鷺塚 敬一	東芝テック株式会社
・	浅田 菜美江	富士ゼロックス株式会社
・	松本 憲志	コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社
・	堀越 一寿	キヤノン株式会社
・	山田 和義	株式会社リコー
・	池田 祐介	ミノルタ株式会社
・	福田 江貴	シャープ株式会社
・	内山 洋一	ブラザー工業株式会社
(オブザーバー)	古賀 正敏	株式会社リコー
(事務局)	水野 克巳	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

J B M S - 7 1 高齡者・障害者等配慮設計指針  
事務機器 - 報知音

編集兼

岩井 篤

発行人

発行所 社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル4階

TEL 03-5472-1101(代表)